

公立大学法人滋賀県立大学学生の懲戒に関する取扱規程

平成 18 年 9 月 5 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 106 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第 52 条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則第 27 条において準用する学則第 52 条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第 2 条 懲戒の対象となる行為は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 教職員・学生に対する暴力行為
- (2) 本学の教育・研究に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の施設に対する重大な破壊行為
- (4) 本学の信用を著しく失墜させる反社会的行為
- (5) その他学生としての本分に反する行為

(学長の提議)

第 3 条 学長は、学部長からの報告に基づき、前条に規定する行為があったと判断されるときは、当該学生の所属する教授会（以下「教授会」という。）に対して、次条に規定する懲戒の審議を行うよう提議することができる。

(懲戒の審議)

第 4 条 教授会は、第 2 条に規定する行為があったと認められるとき、または前条の規定による学長からの提議があったときは、直ちに懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置してその行為の事実関係について調査し、懲戒処分の要否および種類・程度について審議を行うものとする。

- 2 教授会が前項の審議を行うにあたっては、学内の諸機関は、事実関係の解明のために必要な協力をしなければならない。

(委員会の組織等)

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
 - (2) 各学科長
 - (3) 各学科から選出された委員 1 名。ただし、人間看護学科にあつては 2 名。
- 2 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
 - 3 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席によって成立する。
 - 4 委員会は、すみやかに調査を行い、その結果を教授会に報告するとともに、懲戒処分の要否および種類・程度についての提案を行うものとする。

(学生の弁明の機会)

第6条 委員会は、前条第4項に規定する調査を行うにあたっては、第2条に規定する行為があったと認める学生（以下「当該学生」という。）に対し、その旨を告知しなければならない。

- 2 当該学生は、前項に規定する委員会の調査に際しては、文書または口頭によって弁明を行うことができる。
- 3 当該学生は、前項の弁明を行うにあたって、事実に関する証拠を提出することができる。また、証人の喚問を求めることができる。
- 4 当該学生による弁明の意思表示は、第1項に規定する委員会からの告知があつてから2週間以内に行わなければならない。

(審議の非公開)

第7条 懲戒に関する教授会および委員会の審議は、すべて非公開とする。

(学長による懲戒処分)

第8条 懲戒の処分は、第4条第1項に規定する教授会の審議結果の報告を受けて、学長が行う。

(時効)

第9条 第2条に規定する行為については、その行為があつた日から6月を経過した場合は、教授会の審議は行わない。ただし、刑事事件の場合であつて、事実関係の確定に時間を要する場合は、この限りではない。

(再審議)

第10条 懲戒処分が行われた後に、処分の前提となつた事実と相違する新事実が明らかになった場合は、当該学生は学長に対し、再審議を求めることができる。

- 2 前項の請求に理由があると認められる場合は、学長は、第5条第1項第3号に規定する委員を入れ替えた新たな委員会を設置させ、再審議に付するものとする。

(読替規定)

第11条 この規定の大学院学生への適用にあたっては、「教授会」を「研究科会議」に、「学部」を「大学院研究科」に、「学科」を「専攻」に、「学部長」を「研究科長」に、「学科長」を「専攻長」にそれぞれ読み替えるものとする。

(細目)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、学長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年9月5日から施行する。

2 滋賀県立大学学生の懲戒に関する取扱規程（平成16年4月6日施行 滋賀県立大学規程第74号）は、これを廃止する。